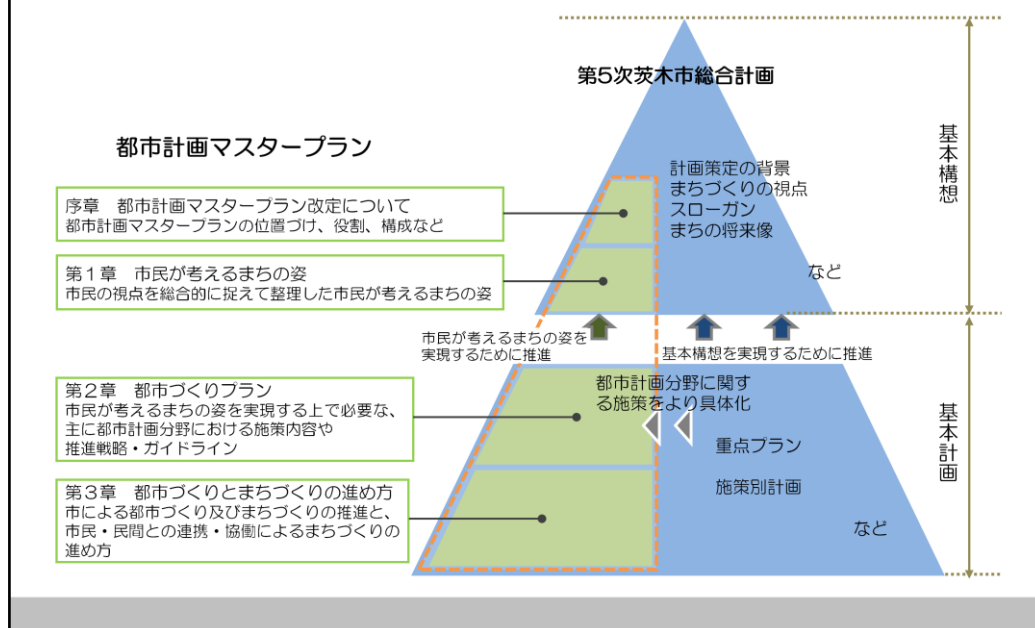


**茨木市都市計画に関する
基本的な方針
(都市計画マスタープラン)
について**

都市整備部 都市政策課

それでは、都市計画マスタープラン(素案)についてご報告いたします。
都市計画マスタープランの作成にあたりましては、茨木MIRAIカフェやまちづくり寺子屋で出された市民の想いや庁内連絡協議会の開催による意見照会、学識経験者からのヒアリングなどを踏まえ作成いたしました。それをもとに、今年度第1回目の都市計画審議会で設置いたしました「都市計画審議会常務委員会(都市計画マスタープラン)」において、3回にわたり熱心な議論をしていただき、まとめてまいりました。

都市計画マスタープランの構成と特徴



★資料P8

はじめに、都市計画マスタープランの構成と特徴についてご説明いたします。
(資料は、8ページをご覧ください。)

今回の改定にあたっては、同時に進めております、本市総合計画及び環境基本計画の策定と連携を図りながら、現行の都市計画マスタープランの基本的な構成は変更せずに、上位計画である第5次総合計画に対し、都市計画分野に関する施策をより具体化した計画としてビルトインできる構成としているのが大きな特徴となっております。

現在改定を進めております都市計画マスタープランの構成としましては、全体を4章に分けております。

序章「都市計画マスタープラン改定について」では、都市計画マスタープランの位置づけや改定の背景、役割、構成等、を示しております。

第1章「市民が考えるまちの姿」では、市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)等が出された意見が現行の都市計画マスタープランの「まちづくりビジョン」で掲げている内容と相違のないことを確認した上で、新たに防災の視点を加えた13項目を本市の望ましいまちの姿として設定しております。

第2章「都市づくりプラン」では、市街地や土地利用の特性別に目指すべきまちのイメージを都市構造としてまとめるとともに、市民が考えるまちの姿を実現する上で必要な、主に都市計画分野における必要施策を13のテーマに分けて示しています。

第3章「都市づくりとまちづくりの進め方」については、市としての大きな方針に関わる活動としての都市づくり及び環境改善に関する活動としての市民・民間等との連携・協働による自律的で継続的なまちづくりの進め方を示しております。

第1章. 市民が考えるまちの姿

★資料P15

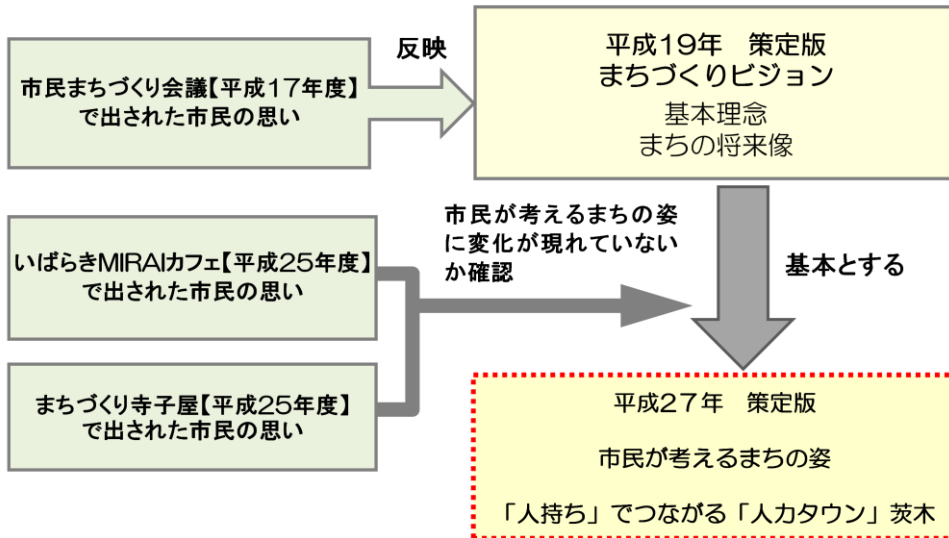
では、第1章「市民が考えるまちの姿」についてご説明します。(資料では、15ページからになります。)

第1章の「市民が考えるまちの姿」は、身近な暮らしを支えていく社会や地域の姿について、市民が考え、とりまとめたものです。

その根底にある基本的な考え方は、茨木市を将来の世代につないでいくためには、「年齢・性別を問わず人の力が十分に発揮されること」、「人の力を育てていくこと」が、様々な場面で重要であるというものです。

そして、「人と人」や「人とまち」の活動のつながりをつくり育てていくことで、暮らしや産業を支えていく「茨木市」にしていこうというものであります。

策定プロセスにおける市民参画



まず、「市民の考えるまちの姿」を説明するにあたり、「策定プロセスにおける市民参画」についてご説明いたします。

現行の都市計画マスタープランでは、

市民が計画策定に関わる機会を増やすとともに、市民と行政の連携や地域レベルでのまちづくりを進める土台づくりのため、平成17年度にワークショップ「市民まちづくり会議」を開催しました。

会議の中で、市民が暮らしの視点から将来のまちの姿について話し合い、「人與人」や、「人と地域」などのつながりを考えたものを、「まちづくりビジョン」としてまとめました。

今回の改定にあたりまして、

策定過程における市民参画を重視し、第5次総合計画の策定にあたり開催された市民ワークショップ「いばらきMIRAIカフェ」や、立命館大学との連携により実施した「まちづくり寺子屋」で出された市民のまちづくりに対する思いに変化がない事を確認しながら進めてきました。

市民が考えるまちの姿

◆まちづくりビジョン

まちづくりの基本理念 ⇒「キャッチフレーズ」として改定後も継承

ひと も じん りき
「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

まちづくりの基本方針 12項目 ⇒市民が考えるまちの姿 13項目

人が育ち、人を育てるまち

挨拶があふれるまち

「人持ちになろう」が合言葉のまち

たのしく散歩ができるまち

夢に向かってチャレンジができるまち

色々なくらしができるまち

なりわいを大切にするまち

地元で循環するまち

茨木のエエもんを育むまち

身近な自然を守り、使い、育てるまち

人に優しい交通システムを取り入れるまち

今あるものを工夫して活かすまち

＋
もしもの時の備えができていいるまち

★資料P19

(次に資料では19ページからになります、)「市民が考えるまちの姿」についてですが、
現行の都市計画マスタープランでは、市民の暮らしの中から総合的にまちづくりを
捉え、本市の望ましい姿を、「まちづくりビジョン」として定め、基本的な理念として
「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木」を掲げています。

また、12項目の将来像をまちづくりの基本方針としていました。

今回の改定にあたりましては、第5次総合計画策定に向けて開催された市民
ワークショップや「まちづくり寺子屋」を通じて出された市民からの意見や想い等を
もとに、「まちづくりビジョン」を「市民が考えるまちの姿」として再整理しました。

そこでは、東日本大震災等を踏まえ、防災に対する意見が多くあったことから、
新たに「もしもの時の備えができていいるまち」を、これまでの12項目に追加した、13
項目を「市民が考えるまちの姿」として設定いたしました。

なお、市民のまちづくりに対する想いは、前回策定時から大きく変化していないこ
とから、まちづくりの基本理念「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木」については、
「キャッチフレーズ」として引き継ぐことにいたしました。

また、ワークショップ等が出された新たな意見、想いについては、各項目に追記
する形で反映しています。

第2章. 都市づくりプラン

★資料P33

続いて、第2章「都市づくりプラン」についてご説明します。(資料では33ページからになります。)

「都市づくりプラン」は、第1章で示した「市民が考えるまちの姿」を実現するため、3つの「都市構造・土地利用の考え方」を踏まえ、都市づくりを進める考え方として「13のテーマ」を設定いたしております。

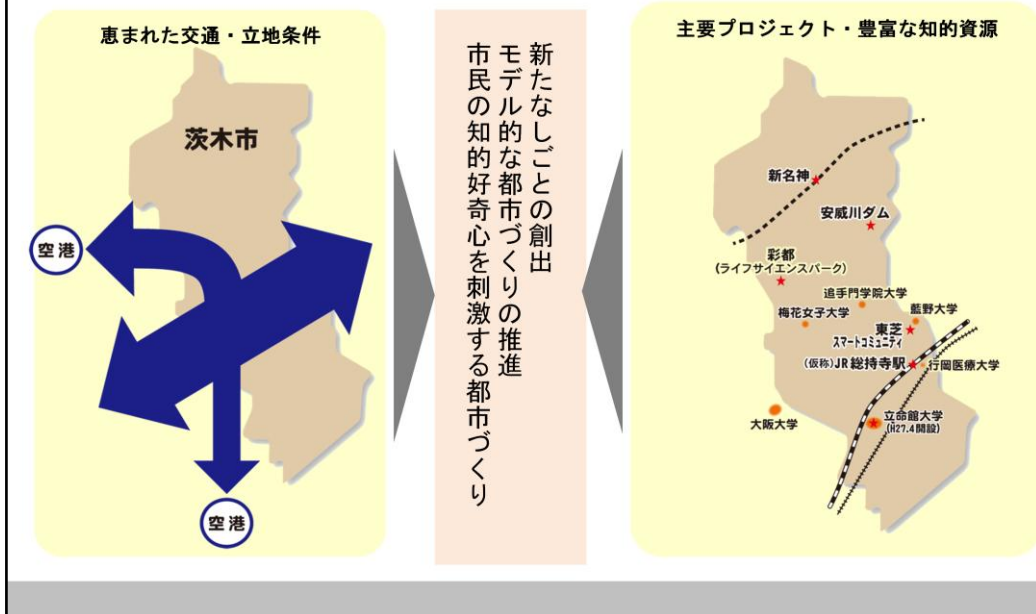
3つの「本市における都市構造・土地利用の考え方」については、

- 1つ目に「本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進」、
- 2つ目に「コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成」、
- 3つ目に「水とみどりのネットワークの形成」

の以上3つを設定いたしております。

本市における都市構造・土地利用の考え方（1）

1) 本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進



★資料P34

(資料では34ページに示しております。)1つ目の、「本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進」としまして、

本市は名神・新名神(開通予定)高速道路などの国土幹線が通り、JR、阪急、大阪モノレール等の公共交通網の充実により広域的な交通環境に恵まれていること、

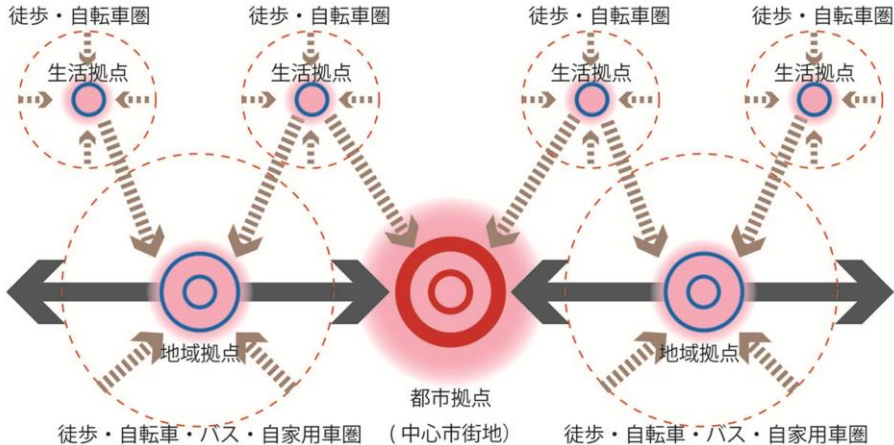
また、大学、ライフサイエンス分野の学術研究機関などの知的資源が多く立地しているという強みがあります。

そこで、今後の都市づくりにおいては、「大学」や「企業」、地域コミュニティや市街地の賑わい等を結びつけ、活かす取組みにより、本市のポテンシャルをさらに高めていくことといたします。

本市における都市構造・土地利用の考え方（2）

2)コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成

【拠点とネットワークのイメージ図】



★資料P35

(資料では35ページに示しております。)2つめの、「コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成」として、

高度経済成長期において全国的に見られた急速な都市の拡大に対しても、できるだけ市街化の拡大を抑制し、コンパクトな都市構造を形成してきたこれまでの本市の都市づくりを継承するとともに、今後は、中心市街地や各地域の拠点となるエリアの機能充実と、拠点間を結ぶ交通ネットワークを充実させ、「多核ネットワーク型の都市構造」を目指すという考え方を示しています。

また、

生活拠点は、日常生活に必要な機能を集積し、

地域拠点は、生活拠点の機能を兼ねながら、生活を支える交通結節機能が確保され、

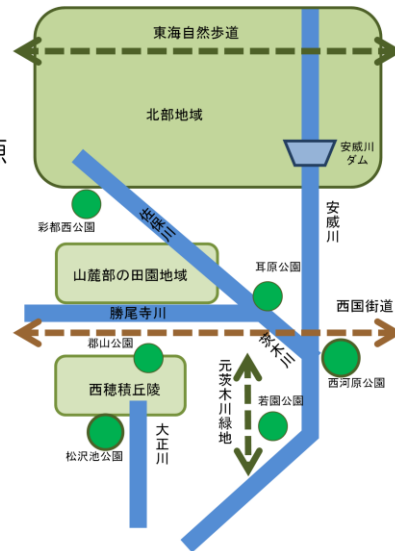
都市拠点は、生活拠点や地域拠点の機能を兼ねながら、広域交通結節点としての機能を充実させ、

拠点となるエリアには、本市の魅力と活力を高める機能を集約し、子どもから高齢者まで、だれもが生活しやすい生活圏の形成を目指すという考え方を示しております。

本市における都市構造・土地利用の考え方 (3)

3) 水とみどりのネットワークの形成

市街地や、市街地に隣接する水辺とみどり、その中に含まれる歴史・文化資源によるネットワークの形成



★資料P36

(資料の36ページには、)3つめの、「水とみどりのネットワークの形成」として、

本市は元茨木川緑地や安威川をはじめとする多くの河川など、市街地内に豊かなみどりと水辺を有しており、潤いのある市街地を形成していること、

市街地に隣接する西穂積丘陵や山麓部、北部地域なども緑豊かな都市イメージを形成していることを踏まえ、

豊かな水辺やみどり、豊富な歴史・文化資源のネットワークにより、身近に憩いの場や健康づくりの場があるまちとして、本市の都市イメージをより一層向上させるまちづくりを目指すこととしておりますが、詳細につきましては、現在改定を進めております、「緑の基本計画」で示すこととなります。

都市づくりのテーマ

- | |
|----------------------------------|
| ① 広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める |
| ② 無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める |
| ③ 既存ストックの有効活用を進める |
| ④ 暮らしの安全・安心を確保する |
| ⑤ 良好でうおいのある住環境の形成を進める |
| ⑥ 多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ |
| ⑦ 都市の活力を高める産業を創り、守り育てる |
| ⑧ 暮らしを支える「拠点」を活性化する |
| ⑨ 憩いと癒しの空間を守り、つくる |
| ⑩ まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める |
| ⑪ 地域と暮らしを支える交通システムを構築する |
| ⑫ 人と環境にやさしい都市づくりを進める |
| ⑬ 市民・民間によるまちづくりを進める |

★資料P37

以上のような、3つの都市構造・土地利用の考え方を踏まえ、(資料の37ページにも記載しております、)

「市民が考えるまちの姿」を実現していくために必要と考える都市づくりのテーマとして、このような「13のテーマ」を設定いたしました。

都市づくりのテーマ別 施策展開方針について

テーマが目指すもの

そのテーマが目指すまちの姿、目標

本市の状況・社会的な背景

社会情勢の変化や全国的な動きを踏まえつつ、市を取り巻く状況や解決すべき課題を示す

施策展開方針

- 行政施策の展開方針・・・市が行政として進める施策
- 民間活動の誘導指針・・・民間の活動に対して市が誘導すること
- 市民等が進めるまちづくりへの支援・・・市民の活動に対して市が行うこと

★資料P39

(資料の39ページ以降に)各都市づくりプランの施策展開方針について示しております。

都市づくりプランでは、本市を取り巻く状況や社会的な背景を踏まえた課題整理を行っています。その上で、テーマごとに目指すべきまちの姿や目標を掲げ設定しております。

また、テーマの実現にあたって必要となる施策については、「主に市が進める施策」、市民や民間などが行う活動に対する「誘導指針」や「支援」の3つの視点から施策展開方針として示しております。

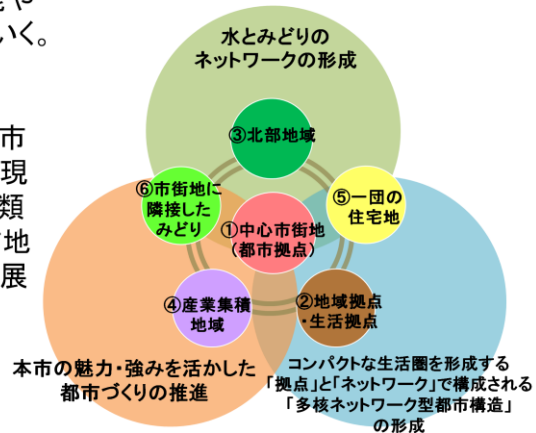
素案の39ページから各都市づくりプランについて記載しております。

都市構造(1)

●都市構造・土地利用の考え方と都市構造の区分の関係性について

・3つの都市構造・土地利用の考え方を踏まえ、市域に存在する様々な機能や市街地特性を有機的に結び付けていく。

・地域特性を踏まえ、本市における都市構造・土地利用の3つの考え方を実現するため、市域を特性別に6つに分類し、それぞれの区分において目指す地域イメージとその実現に向けた施策展開方針を示す。



★資料P75

続いて、「都市構造」についてご説明します。(資料では、75ページになります。)

これからの本市の魅力と活力ある都市づくりを進めるためには、先に示した3つの都市構造・土地利用の考え方を踏まえ、市域に存在する様々な機能や市街地特性を有機的に結び付けていくことが必要です。

本市ならではの地域特性を踏まえ、本市における都市構造・土地利用の3つの考え方を実現するため、市域を6つに分類し、それぞれの区分において目指す地域イメージとその実現に向けた施策展開方針を示すことによりしております。

都市構造(2)

○都市構造の区分

- ・市域を特性別に6つに分類
- ・それぞれの区分において、目指す地域イメージとその実現に向けた施策展開の方針を示す
- ・各地域の歴史的な背景や地理条件などの地区ごとの固有性を活かしながら、施策を推進

①中心市街地（都市拠点）

②地域拠点・生活拠点

③北部地域

④産業集積地域

⑤一団の住宅地

⑥市街地に隣接したみどり

★資料P76

（資料では76ページに示しております）「都市構造の区分」についてですが、

現行の都市計画マスタープランでは、地理的条件のもと、市域を「北部地域」、「丘陵地域」、「中心地域」、「南部地域」の4地域に分け、それぞれの地域の現状と課題を整理し、将来性を示しておりましたが、

本市は多様な特性を有していることから、市内を特性別に6つに分類し、それぞれの特性を活かすまちづくりの方針を示したいと考えております。

そのため、地域ごとの歴史的な背景や地理条件などにより形成された地区ごとの固有性を活かしながら、6つの区分において目指す地域イメージの実現に向けて、施策展開方針に掲げる施策を推進してまいります。

なお、6つの分類については、

①多様な都市機能や広域交通結節点の機能が集約した、市街地のにぎわいの核となる、「中心市街地（都市拠点）」、

②コンパクトな生活圏の基礎となる都市機能が集約する拠点となる「地域拠点・生活拠点」、

③水とみどりのネットワークを形成し、本市の強みである自然を活かした交流や観光を支える拠点となる「北部地域」、

④本市の経済や雇用、暮らしを支え、活力を牽引する産業を創り育てる「産業集積地域」、

⑤新規開発住宅地など、住環境の向上を目指す「一団の住宅地」、

⑥本市の魅力である、山間部と市街地や市街地に隣接したみどりや水辺などのネットワークを形成する「市街地に隣接したみどり」

として今回は区分しております。

都市構造の区分(地域イメージ)

①目指す地域イメージ

市街地・土地利用の特性別に集約した地域の将来像

②施策展開方針

主な施策例

都市づくりプランの各テーマにおける施策から、各地域別の構想の実現のために必要となるものを抽出し、整理したもの

市民・民間との協働により展開が望まれる施策例

市民や民間による主体的な活動により展開が望まれる施策の一例

★資料P78

(資料では78ページ以降に示しております)

各都市構造の区分についてですが、都市づくりプランの各テーマが目指す地域の将来像を目指す地域イメージとして、示しています。

施策展開方針には、都市づくりプランの各テーマにおける施策から、地域の将来像の実現に向けた方策を示しています。

さらに市民や民間による主体的な活動により実現が望まれる施策の事例についても示しています。

都市構造図について

●3つの「都市構造と土地利用の考え方」と6つの地域イメージを集約

●本市の地域特性・土地利用、各拠点の関係がわかるイメージ図

都市構造区分 凡例			凡例	
①	中心市街地(都市拠点)	都市拠点	国土幹線道路	計画
②	地域拠点・生活拠点	地域拠点	主要幹線道路	計画
		生活拠点	地域幹線道路	計画
③	北部地域	交流拠点	環状道路	計画
		将来的に整備予定の交流拠点	河川	計画
④	産業集積地域	産業集積地域	市街化区域	計画
		立地ポテンシャルを高めるための集積地の創出エリア	総合公園・地区公園・緑地	計画
⑤	一団の住宅地	大学が立地するエリア	★	本市の魅力・強みを活かす新たな拠点
⑥	市街地に隣接したみどり			



★資料P77

3つの「都市構造と土地利用の考え方」と6つの地域イメージを集約し図示したものが、(資料77ページにも示しております、)この「都市構造図」となります。

本市の地域特性や土地利用、各拠点の関係がわかるイメージ図となるよう作成いたしました。

第3章. 都市づくりとまちづくりの進め方

★資料P91

最後に、第3章「都市づくりとまちづくりの進め方」についてご説明します。(資料では91ページからになります。)

第3章「都市づくりとまちづくりの進め方」では、この都市計画マスタープランに基づいて市が都市づくりやまちづくりを進めるとともに、市民・民間による主体的なまちづくりを支え、連携・協働を推進するための仕組みについてまとめています。

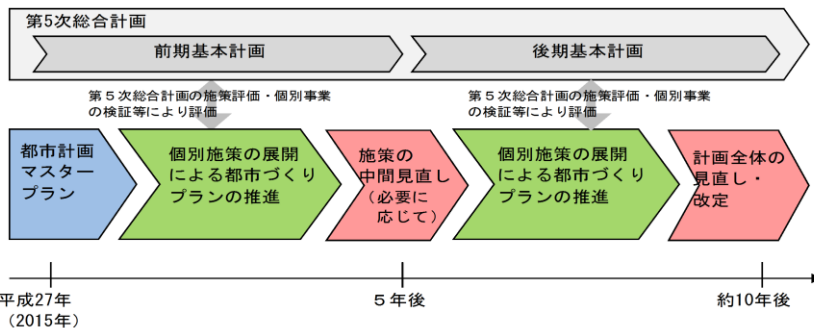
第3章 都市づくりとまちづくりの進め方

● 施策推進の姿勢

- ・常に社会の変化に目を向けながら都市のあり方を考え、都市計画施設等の見直しを検討
- ・定性的な評価をしながら計画を推進することが重要

● 進捗管理の仕組み

- ・第5次総合計画と連携した施策評価
- ・必要に応じて施策の中間見直しの実施
- ・概ね10年後に計画全体を見直し



★資料 P 92

まず、(資料の92ページから示しております)「都市づくりとまちづくりの進め方」についてごさいますが、

施策推進の基本的な姿勢として、常に社会の変化に目を向けながら都市のあり方を考え、土地利用に関する都市計画の適切な見直しや、都市計画施設や市街地開発事業について、必要に応じて見直しの検討を行うこととします。

都市づくりやまちづくりの事業においては、事業期間が長期にわたるものや、民間活動の誘導により徐々にまちの変化を促すものが多く、短期間での定量的な成果測定が難しいという側面があります。

そこで、個別事業の推進においては、上位計画である第5次総合計画と連携した施策評価により進捗管理を行いながら計画を推進していきます。

進捗管理は、第5次総合計画と連携した施策評価を行うとともに、都市計画マスタープランと関わりの深い「総合交通戦略」や「緑の基本計画」等の他の行政計画の進捗状況や見直し状況を確認しながら進めていくことといたします。

また、第5次総合計画が5年後に後期基本計画に移行することから、必要に応じて本都市計画マスタープランにおいても中間見直しを行うとともに、計画期間である10年後には計画全体を見直す予定としております。

第3章 都市づくりとまちづくりの進め方

■市民・民間との連携・協働

●市民との連携・協働

- ・まちづくりについて考えるための情報の提供
- ・市民が参加する多様な機会の提供
- ・住民による自主的なまちのルールづくりの支援
- ・まちづくりに主体的に取り組む組織の育成・支援

●民間との連携・協働

- ・民間事業者との連携による公共事業の実施
- ・民間が主体的に行うまちづくり事業の推進

●市民・民間との連携・協働の推進に向けて

- ・各地区・各主体により定めるまちづくり計画の取り扱いなどを
含めた「まちづくりを進めるための条例」の検討

★資料P93

次に(資料93ページからの)「市民・民間との連携・協働」についてでございますが、

まず、「市民との連携・協働」としましては、これまでに引き続き、まちづくりについて考えるための情報の提供や市民参加の機会の提供により、まちづくりのきっかけや人と人のつながりをつくる取り組みを実施していきます。

また、住民によるまちづくりの取り組みへの支援として、地区計画などのルールづくりを支援するための専門家の派遣や勉強会の開催、地域におけるまちづくり組織の育成のための情報・ノウハウの提供や相談、交流の場の提供を引き続き支援するとともに、財源確保の為の仕組みづくり等の支援体制を検討することといたします。

次に、「民間との連携・協働」としまして、民間資金を活用したPFI事業による公共事業の推進など、民間の活力や能力を活かしたまちづくりを促進するため、既存制度の活用を進めるとともに新たな制度構築などについても検討して行きたいと考えております。

なお、本市では、現在、立命館大学大阪茨木キャンパスにおける市民開放施設や防災公園の整備、(仮称)JR総持寺駅および周辺の整備において、大学や民間事業者との協力によるまちづくりを進めてきておりますが、今後も同様の取組を推進していく考えです。

最後に、資料98ページからの「市民・民間との連携・協働の推進に向けて」としましては、市民・民間との連携や協働によるまちづくりを推進するための「まちづくり条例」の策定も検討しながら取組んでいきたいと考えております。

以上で、都市計画マスタープランについての報告を終わります。